

「一般名処方」の取り組みについて

当院の院外処方箋が 「銘柄名処方」から「一般名処方」に変わります

「一般名処方」とは？

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、令和 6 年 10 月 1 日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さまの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。

ご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に職員にご相談ください。

森木病院 院長 令和 6 年 10 月 1 日